
引当金会計の現代的意義

一 収益費用法と資産負債法に係わらせて

若杉 明

1 はじめに

わが国における引当金会計（以下「引当経理」という）は、1949年に公表された企業会計原則に始まる。そこでの引当経理の目的は、一に期間損益計算の適正化およびこれと有機的な関連にある期末の財政状態の確定にある。引当経理は第二次大戦後のわが国における会計制度の近代化にあつて、繰延経理と並んで、近代会計学の特徴である発生主義会計を代表するものであると考えられている。後述するように、引当経理はわが国における財務会計の戦後における発展に呼応して徐々に精緻化されて今日にいたっている。したがって証取法・金商法会計だけでなく、商法・会社法会計および税法会計においても引当経理は重要視され、リファインされてきた⁽¹⁾。そしてその真髄は、今日企業会計原則注解・注18に表明されている。

現在にいたるまで、わが国の企業会計制度は、国際会計基準（IASおよびIFRS）とのハーモナイゼーションおよびコンヴァージェンスを志向して、折あるごとにその同質化につとめてきた。周知のように、わが国は2012年に、国際会計基準を全面適用（Adoption）するかどうかを決定し、全面適用と決まったときには、それから準備期間をおいて、3年後にはこれを実施に移す

運びとなっている。

そこで引当経理について、企業会計基準委員会は2009年9月8日付で「引当金に関する論点整理」を公表し、この問題に関する会計基準の設定を目標に、広く会計各界から意見を聴取することになっている。論点整理では、国際会計基準IAS37号およびその改定案と注解・注18との比較検討を行うことにより、わが国の会計基準を国際会計基準に収束させる下準備を進めている。

このような状況の下にあつて、本稿では、引当経理に係る制度会計上の取扱い⁽²⁾の今日にいたるまでの経緯について考察し、損益計算重視のもとでのその意義、役割および会計処理の特質について整理する。そしてこれと国際会計基準における引当経理との比較考察を通じて、国際会計基準の全面的適用にのぞんでの理論的準備を行う。

そこで一方設定時から数回の改訂をへて、今日にいたるまでの企業会計原則における引当経理に関する規定の推移を確認し、またこれに対応する形で、商法・会社法におけるその取扱いの経緯をたどることにする。そして他方国際会計基準における引当経理の性格について考察する。このようにして今後の国際会計基準の全面的適用を視野に入れて、わが国の引当経理の本

質と国際会計基準におけるそれとの性格の相違を明らかにしたいと思う。

2 企業会計原則における引当金会計の推移

(1) 引当金の固定・変動分類による表示だけを規定したもの

企業会計原則において、引当金に関する規定は1949年の設定以来、1954年、1963年、1974年、1982年と4回にわたる修正をへて、1982年改訂の規定が現行のものとなっている。4回にわたる引当金会計に関する規定の推移を追い、それぞれの改訂の特色について考察することにしてしよう。

1949年に創始された企業会計原則では、第三貸借対照表原則において、「納税引当金、修繕引当金等を設けたときは、流動負債の部に記載する。」とあり、固定負債としての引当金に関する規定は設けられていなかったが、引当金の流動・固定分類が前提となっていることは明らかである。財務諸表準則においては、引当金に関する規定は設けられていない。思うに、1949年当時においては、引当金を計上する必要性は流動負債の性格をもったものだけに限られていたのであろうか。当時は企業会計原則の注解が設けられていなかったことから、引当金概念の属性を明らかにする必要もなかったものと思われる。しかしながら引当金に関する規定が企業会計原則に設けられたことだけでも、発生主義会計が戦後の会計原則に導入されたことを表すマイル・ストーンとしての意義は大きかったといえよう。引当経理と繰延経理は発生主義会計の特質を表すシンボルとみなされていたからである。

企業会計原則は1954年に第一回目の改訂を

経験した。この改訂にさいして、「納税引当金、修繕引当金、漏水準備金等は流動資産に属するものとする。」という規定とともに、新たに固定負債としての引当金が次のようにつけ加えられた。「退職給与引当金、特別修繕引当金等は固定負債に属するものとする。」と。戦後9年、企業会計原則が設定されてから5年をへて、退職給与や特別修繕の会計処理の問題が生じたことがその背景をなす。なお1954年の改訂に当たって、注解が付されることとなり、引当金についての注17が設けられた。そこでは「(1)納税引当金、修繕引当金、漏水準備金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込みのものは、流動負債に属するものとする。」としている。(2)では、固定負債としての引当金が併記されている。このように流動負債に属するものに固定負債に属するものが加えられたことにより、改訂前の規定に比べてより充実したものとなっている。

1963年の改訂会計原則では、引当金には評価勘定に属するものと負債の性質をもつものがあることを指摘し、後者についてもつばら述べている。すなわち「納税引当金、修繕引当金等は流動負債に属するものとする。」および「退職給与引当金、特別修繕引当金等は固定負債に属するものとする。」という規定に加えて、これに対する注解・注16が付された。注16は1954年の改訂にさいして設けられた注17を若干補足した形をとっている。

1954年の改訂企業会計原則における引当金関係規定も1963年のそれとともに、以上に考察したように、流動負債としての引当金および固定負債に属する引当金の例をあげ、それらの貸借対照表における表示について述べているにすぎない。その点で負債性引当金の本質を定義したあとに、その会計処理や開示について規定したそれ以後の改定会計原則における引当金の本

格的な取扱いとは、その性格を根本的に異にしている

次に 1974 年の改訂会計原則における引当金規定に言及することにするが、1974 年の改訂会計原則にいたる前に、周知のように、1989 年に企業会計原則修正案が公表された。この修正案は 1963 年改訂原則までのものとは異なり、画期的な性格をもっていた。修正案における引当金規定は、そのまま 1974 年の改訂原則に取り入れられることとなった。そこで次に 1974 年改訂原則における引当金規定について考察することにしてしよう。

(2) 引当金の本質規定をおこなうもの — 1974 年改訂基準 —

1974 年改定の企業会計原則においては、貸借対照表原則において、「納税引当金、修繕引当金等は流動負債に属するものとする。」および「退職給与引当金、特別修繕引当金等は固定負債に属するものとする。」と、これまでと同様に、引当金の流動・固定分類表示に関する規定を引継いでいる。だがこれまでのものと大きく異なるのは、注解・注 18 を設け、負債性引当金の本質規定をおこない、この概念の属性を明らかにしていることである。注 18 の文言を次に引用しよう。

「将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起こると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができる場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定引当金と区別しなければならない。・・・負債性引当金は金額は未確定であるが、その支出は確実に起こると予想されるものであるから、偶発損失についてこれを計上することはできない。」と。

上の注解においては、負債性引当金としての要件が 3 つ規定されている。第一に、将来において、特定の費用又は収益の控除たる支出が確実に起こると予想されること。第二に、その支出の原因となる事実が当期に存在していること、第三に、当該支出額を合理的に見積もりうること、以上である。次にこれら 3 つの要件について、さらに詳細に検討することにしてしよう。

第一の要件における「特定の費用たる支出」という場合の費用は広義の概念であって、いわゆる費用、損失といういい方をするときの費用に限定されない。したがってここに費用とは、(1) 狭義の費用である収益の獲得に貢献した費消原価 (expired cost)、(2) 将来発生または実現する収益の減少部分 (すなわち収益からの控除項目) および (3) 収益の獲得にあたって不可避免的に生ずる損失の 3 つのものを含んでいる。(1) の費用の例として、修繕引当金が、(2) の例として返品調整引当金が、また (3) の例として工事保証引当金がそれぞれあげられる。つまりこれらの費用はすべて収益に負担させうるものであり、広義の費用性をもつものであって、利益処分の対象項目とはならないことを明らかにしているのである。この点は第二の要件とも密接な関連をもっている。

第一の要件における支出の概念は、費用の概念に即応して広義に解される必要がある。ここに支出とは、費用（または収益の控除）たる支出を要する事象の生ずる時点から見て、過去、現在及び将来に係る現金支出と現金収入の減少とを意味しており、たんに事象の生起時またはそれ以後の現金支出のみをさすものではないと解される。引当経理の対象となる各種の事象を想定して、支出の概念は広義に解される必要があるだろう。

次に第一の要件の中で、「確実に起こる」という語の意味するところが問題になる。確実に起

こるということは、費用たる支出を要する事象の起こる確率が100%とはいかないまでも、経験的に見て、きわめて高いことをさす。製品保証引当金にせよ売上割戻引当金にせよ、現実に費用たる支出を必要とする事象は一定の割合で起こりうるものである。事象の起きる確立が50%と見積もられる項目について引き当て経理を行ない、事象が実際に起きた場合には、計上された費用が収益に負担されて何ら問題はない。しかしながら予想される事象が生じなかったときは、費用の過大計上、利益の過小計上が行われて、期間損益計算はゆがめられることになる。したがって起こる可能性の低い事象について引当経理を行うことは、本来、期間損益計算の適正化を意図してなされる引当経理がかえってその逆の効果をもたらすことになる。そのため事象の起こる確率の小さい項目については、引当経理を適用せず、事象が実際に起きたときに、その年度の収益に賦課することになっている。したがって偶発損失については、負債性引当金の計上を認めないのである。

次に第二の要件についてみると、「支出の原因となる事実」とは、費用たる支出を要する事象の生ずるもとの経営活動をさす。たとえば将来固定資産について特別修繕を行うという事象の原因となる事実とは、当該固定資産を製品の製造目的のために使用することである。すなわち特別修繕をするという事象により現金支出が生ずるのは、それ以前に製造という事実があったことに起因しているからである。この原因となる事実が、あらかじめ引当経理を行う期に起こっていることが第二の要件である。このように原因となる事実が引当経理の手がかりとなっているこの処理は、まさに発生主義原則の適用にほかならない。

そのうえで、支出の原因となる事実が、その期の収益の獲得に貢献しているか、または収益

の獲得に不可避、または必然的ともなうことが、ここに前提とされなければならない。すなわち支出の原因となる事実が、当期の収益の獲得と密接な関連をもっていることが要求されているのである。結局第二の要件は、当期の収益と対応関係にある広義の費用を、支出の原因となる事実の当期における生起を手がかりとして計上することを規定しているのである。ここに引当経理が費用収益対応の原則と発生主義の原則とを基礎原理としていることが明かにされる。さらに見方を変えるならば、原因となる事実の存在を手がかりとし、将来何らかの事象の生起にもなつて生ずる支出を見越してあらかじめ1期間または数期間に配分すること、すなわち費用の期間配分の原則の適用例とみなすことができる。この場合の費用の期間配分は、将来一定の事象の生起にあたってなされる支出をとともなう費用を、事象の原因となる事実の生ずる期に前もって配分することである。したがってすでになされた支出を以後の数年に配分する繰延資産や前払費用の場合の費用配分とはタイミングの点で相違している。これは毎期の適正な経営成績の算定を行うとともに、将来の支出に備えて財務的準備を行うことを基本的な目標とする発生主義会計の趣旨に即したものだといえよう。

第三の要件については、「当該支出額を合理的に見積もりうること」が要求される。この要請は、一見会計上の数値に対する要求として、当然のことのように考えられる。しかしながらこれには二つの問題が含まれている。その一つは、引当の対象となる事象が生じたときになされる支出の額が、合理的に見積もりえないならば、それ以前の期への費用の配分額が適切に算定しえないということである。

第三の要件をめぐるその二の問題は、引当の対象となる事象の生起の時期が合理的に見積も

りえない場合には、毎期の費用計上額が適切に算定できないことになり、その結果費用の期間配分がゆがめられ、当期利益の算定が妥当性を欠くことになる。これはとくに長期負債に属する引当金についていえることで、たとえ当該支出額が合理的に見積もりえたとしても、これを必要とする事象が将来のいかなる時点において生起するかが合理的に予測できない場合には、毎期の費用負担額を正しく算定できないことになる。したがってこの要件の中には、とくに長期負債性の引当金について、支出を必要とする事象の生起の時期の予測可能性も含意されていると解されなければならない。

このようにして以上の第三の要件における二つのことがらに関連して、費用たる支出が合理的に見積もりえない場合や、引当ての対象となる事象の生ずる時期の予測に確実性を欠くことにより、実際の支出額を過度に上回った金額を費用計上した場合には、超過額だけ利益の過小計上が行われることになる。また実際の支出額を下回った金額を費用計上した場合には、利益の過大表示が行われることになって、いずれの場合にも企業業績は正しく表示されないのである。

1974年の改訂原則においては、「負債性引当金以外の引当金について」と題する注解・注14が付されている。いわく、

「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩し額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期利益を表示する。

この場合には、当期の負担に属する法人税額、住民税額などを税引前当期利益から控除して当期利益を表示する。

なお、負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の

部を設けて記載する。」と。

ここに負債性引当金以外の引当金とは、注18に規定する負債性引当金の要件に当てはまらないにもかかわらず、引当金（または準備金）と称する項目をさしている。このような項目は後で述べるように、特定引当金とよばれ、引当の対象となる事象の生起する確率の低いものをさしている。このような項目について引当経理を行うと、費用や損失の過大計上となって、利益を過小に算定することになる。したがってこのような事項の繰入れまたは取崩し額は、利益留保の性格をもつものとみなされて、損益計算書上当期利益の計算の過程に記載するのである。このような項目の期末残高は、負債性引当金と区別し、貸借対照表上負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。要するに注解・注14は、負債性引当金と特定引当金との区別を強く意識し、後者の取扱いを規定したものである⁽³⁾。

（3）引当金の本質規定をおこなうもの

－ 1982年改定基準 －

1982年改訂の企業会計原則においては、貸借対照表原則において、「引当金のうち、賞与引当金、工事保証引当金、修繕引当金のように、通常1年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする。」および「引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常一年をこえて使用される見込のものは、固定負債に属するものとする。」と、一年基準によることを明記して引当金の流動・固定分類表示を規定している。そして1974年基準と同様に注解・注18において、引当金の本質規定を行っている。ただしその内容は次のように、1974年基準とは異なっている。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もるこ

とができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする⁽⁴⁾。・・・発生の可能性の低い偶発事象に係わる費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」と。以下これについて検討を加えることにしよう。

1982年改訂企業会計原則における引当金の概念は、負債性引当金と評価性引当金（ただし減価償却引当金をのぞく）とを総合したものである。その間の事情および理由を「負債性引当金等に係わる企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」（以下たんに「解釈指針」という）は次のように述べている。すなわち、

「・・・負債性引当金と評価性引当金（例：貸倒引当金）は、いずれも将来の特定の費用または損失の計上に係わる引当金項目であり、その会計的性格は同一と考えられる。このため、企業会計原則上、両者を引当金として一本化するとともに、この趣旨に沿って名称等を修正した。なお修正前の「企業会計原則」では、減価償却費の累計額を「減価償却引当金」としていたが、当該累計額 성격・概念は、修正後の企業会計原則注解・注18に定める引当金に該当しないと考えられるので、減価償却引当金を「減価償却累計額」に修正した。」

ここで負債性引当金および評価性引当金を総括した引当金の概念について考えてみることにしよう。企業会計原則注解・注18においては、引当金の概念について前述のように定義している。この定義はいうまでもなく、負債性引当金および評価性引当金を一括した引当金なる概念に関するものである。この定義において引当金の要件が次のように4つ述べられている。

第一は、将来の特定の費用または損失に対するものであることであり、第二は、その発生が

当期以前の事象（この語の用い方は不適切であり、1974年改訂原則おける'原因となる事実'にあたる。以下'原因となる事実'（という）に起因していることである。第三は、費用や損失を生ぜしめる事象の発生の可能性が高いことであって、第四は、その金額を合理的に見積もりうることである。これら4つの要件を総括すると、次のようになる。

すなわち引当経理の対象となる費用、損失および収益からの控除項目は、期間損益計算において、すべてが収益に賦課されて、精緻な当期純利益を算定するための計算要素となり、ここに利益留保項目などが混入する余地はない。これら費用や損失等は、将来何らかの事象が生起する結果として実現すると予想されるもので、しかも事象の生起する原因となる事実が、それ以前の1期または数期間にわたって生じている。このようにして当期を含む数期間に原因となる事実が生じ、その結果として将来一定の事象が生起して、費用や損失などが実現するという因果関係の中で引当経理が行われるのである。しかも将来において費用や損失などが生ずる事象の起こる確率が、われわれの生活常識上から見て非常に高いことが条件となる。それゆえにこれに備えて、事象の起る以前の原因となる事実の生ずる年度に発生主義の原則に従って、費用や損失を見越計上する。そのためには事象の生起する時期とこれにともなって実現する費用や損失等の額を合理的に見積ることができなければならない。この一連の過程が引当経理の本質である。

なおこの場合、次の諸点が満たされていないなければならない。その一は、原因となるある事実の行われる時期とその結果としての事象の生ずる期とが異なっていることが前提となる。ある事実とその結果である事象とが同一の期に生ずる場合には、その期に費用や損失等が実現し、

または収益からの控除がおこなわれるので、それをそのまま当期の損益計算上処理すればよいので、引当経理をおこなう必要は生じない。たとえばある期に商品の販売がおこなわれ（原因となる事実）、同じ期中に品違いが確認されて返品されたならば（結果としての事象）、売上高から返品額が売上戻りとして控除される形で返品調整がおこなわれ、引当経理の必要はない。販売された期に返品はおこなわれなかったが、経験上次期以降に一定額の返品が生ずるおそれがあるというときに、その期の決算で将来の返品にそなえて引当経理が実施されるのである。

その二として、費用や損失等は、原因となる事実にもなって実現するのではなく、結果としての事象の生じたときにはじめて実現する。原因となる事実の生じた期には、将来の期における結果としての事象の生起とそれともなう費用等の実現を予想して、費用等を見越し計上する。この段階では、費用等は発生しているのである。

その三として、将来において一定の事象の生ずる原因となる事実がその期の収益の獲得に直接、または間接に関連を有していることがあげられる。すなわちある期におこなわれた事実がその期の収益の獲得に直接貢献するか、収益の獲得に不可避免的に生ずるといふごとくである。たとえばある固定資産の特別修繕に関連して、特別修繕という事象の原因となる事実が、当該固定資産を経営目的に使用することである。固定資産の使用は収益の獲得に貢献する。船舶に係わる特別修繕を考えれば、納得できよう。船舶を用いた人や貨物の運送という事実は、それによって船舶会社に船賃の形で収益をもたらす。運送という事実を原因として将来特別修繕という事象が必然的に生じ、ここに修繕費の計上がおこなわれる。当期に見越された修繕費は、まだ支出をとまわらないが、将来修繕費が実現す

ることを予定し、運賃という収益の獲得にもなって不可避免的に生ずるといふ認識に従い、費用の発生としてとらえるのである⁽⁵⁾。

1982年の改訂企業会計原則の注解・注18においては、減価償却引当金を引当金と区別して、減価償却累計額と名づけた。それは次のような考え方に基づいている。すなわち減価償却は固定資産に投ぜられた支出である取得原価を、将来に向け耐用年数にわたって期間配分することであると。これに対して引当経理は将来一定の事象が確実に起こり費用や損失等が実現すると予想される場合、それ以前の原因となる事実の生ずるときにあらかじめ費用化する手続きである。減価償却はすでになされた支出を将来にわたって期間配分するのに対して、引当経理は将来なされる支出を前もって関係する期間に配分することで、両者はその性格を異にするのである。

しかしながら減価償却は次のように解することも可能である。すなわち減価償却費は、耐用年数がつき償却が完了して、固定資産の廃棄処分がおこなわれるときに、費用として実現する。これを基点にして考えるならば、毎期の償却額は支出をとまなうものではなく、将来廃棄処分により実現する費用を予測して、発生の段階で費用化することである。したがって減価償却はまさに引当経理にほかならない。また財務的に見るならば、減価償却により企業内に内部資金が蓄積されることになり、引当経理と同様な財務的効果をもたらされる⁽⁶⁾。このように考えるならば、減価償却を引当経理と区別し、減価償却引当金を減価償却累計額などと呼称を変更する必要はまったくなかったのである⁽⁷⁾。

3 商法および会社法における引当金 会計の特質

1962年の商法改正にさいして、次のように、引当金に関する規定が第287条の2に初めて設けられた。すなわち「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトキハ、其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明ラカニスルコトヲ要ス

前項ノ引当金ヲ其ノ目的以外ニ使用スルコトキハ、其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス」と。

この規定に従って設定される引当金を一般に特定引当金と呼んだ。この引当金に関する規定が、いかなる立法趣旨にしたがって設定されたかについては、種々の解釈があったが、大方次のような考え方によったとみるのが適切であろう。すなわち「引当金についての本条の規定は、現代の会計理論で一般に公正妥当と認められている損益法に基づき、費用収益対応の原則を十分におこなうための必要により、また現在の会計実務上引当金の計上は一般慣行として行われていることに応ずるために、債務たる法的性質を有しない引当金の負債欄への計上を適法として認めることを明らかにした。しかし引当金の概念の正確な決定が現在のところでは困難であるために、その計上を強制しないで任意的のものとし、また引当金の計上の濫用を防ぐために、財務諸表に一定の表示を要求することにしたのである。」⁽⁸⁾。このような立法趣旨に従えば、会計理論上の負債性引当金のうち債務性を有するもの、すなわち条件付債務や金額不確定債務は、負債の部に計上することが強制されており、これらは特定引当金には入らない。そして会計上の負債性引当金のうち債務性を有しないものは特定引当金に計上されることになる。

しかしながら他面商法第287条の2の規定に

については種々の解釈が成り立ちうるのであって、先に参照した会計慣行上の引当金で債務性を有しないものだけを対象とするという見解と並んで、将来において発生が予想される特定の支出または損失について、それが必ずしも確実に起こるとは限らないものでも、特定引当金として計上できるという見解も存在していた。その結果現実の会計実践においては、後者の見解に基づいて、負債性引当金以外の、利益留保の性格をもつ引当金が数多く特定引当金として計上されることとなった。とくに租税特別措置法上の準備金がこの特定引当金の部に記載されたため、特定引当金の部に記載されるものは、商法計算書類規則第33条の規定による条件付債務および負債性引当金のうち債務性をもたないものをのぞき、そのほとんどが利益留保性の引当金であった。

特定引当金の部に、このように利益留保の性格をもつものが記載されるという会計実践が広くはばをきかせるようになったことは、1962年の商法改正における第287条の2の規定の新設の趣旨に反するものであるという反省をこめて、1981年の商法改正では、第287条の2の規定は、次のように改められた。

「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と。この規定により利益留保項目を引当金として計上する実務は否定されることとなった。1981年の商法改正におけるこの規定改正の趣旨は、利益留保の性格をもった項目の、引当金としての計上を排除するとともに、債務性 (Schuldcharakter) のない引当金の貸借対照表能力を認めるために、1962年の商法改正にさいして設けられた第287条の2の規定の立法の精神の原点に立ち戻ることにあると見ることが出来る。同条の設定の趣旨は、次のとお

りである。

債務性のある引当金は、その引当金としての性格を問題とする以前に、法律上の債務であるがゆえに、これを貸借対照表上の負債の部に計上しなければならない。債務性のある引当金とは、条件付債務の性格をもった引当金である。確定債務は、債権者、金額および債務を履行すべき期日が確定しているのであるから、これについて引当経理をおこなう必要はない。買掛金、支払手形、未払金、借入金などはすべてこれらの要件を満たす債務であって、債務を履行する時期が到来するまで、貸借対照表上負債の部に計上されなければならない項目である。条件付債務は、債権者、債務額又は債務を履行すべき時期のいずれかの要件について、現在のところ不確定なものがあり、将来一定の事情が起り、それが確定したときに、すなわち一定の条件が満たされた段階で、はじめて債務として確定するものである。それまでの段階においては不確定な要件が残されているがゆえに、引当経理の対象とされるのである。

条件付債務を含め、債務は貸借対照表上もれなく完全に表示されなければならない。これを債務の完全表示の要請 (Vollstaendigkeit des Schuldenausweises) という。したがって債務性のある引当金については、引当金としての性格を考慮するまでもなく、これを負債の部に計上しなければならないのであるから、これについて法律上あらためて特別の手当てをする必要はない。法律上、債権および債務は基本的で、きわめて重要な概念であるところから、債務性が認められる限り、それはまた同時に引当金であるかどうか、そしてしかるがゆえに負債の部に計上されるべきかどうかについては、とりたてて問題にする必要がないからである。

そこで商法は、企業会計実践において、期間損益計算の精緻化を意図して、引当経理がおこ

なわれている企業会計実践を尊重し、これを商法規定に取込むために、引当金に関する第 287 条の 2 の規定を設けたと考えられている。条件付債務としての引当金は、すでに債務であるがゆえに、負債の部に計上されなければならないところから、引当金規定の対象となるのは、債務性のない引当金だけである。ところで第 287 条の 2 の規定は、「・・・これを貸借対照表の負債の部に計上することを得」という表現で結ばれている。この負債の部に計上することができるという文言については、次の 2 つの解釈が考えられる。

その一は、債務性のない引当金を貸借対照表に計上できることを認めたこと、すなわち債務性のない引当金に貸借対照表能力を与えたことを意味するというものである。その二は、債務性のないものであるがゆえに、債務の完全表示の要請に従う必要はなく、これを計上するかどうかは企業の任意に任せられているというものである。もしも債務性のない引当金をも企業が計上しようとするのであれば、これを負債の部に計上することができるかと解するのである。

商法が債務性のない引当金の計上を認めるために規定を設けたのは、先にも述べたごとく、損益計算の精緻化をねらいとするものである。このように考えるならば、債務性のない引当金を計上しようと、しまいと、それは企業の自由にゆだねるというのでは、一方期間損益計算の精緻化の目的に反するとともに、他方それはさらに企業に対して利益操作の道を開くことになる。したがって期間損益計算の正確を期し、利益操作への道を封ずるためには、債務性のない引当金の計上を企業に積極的に求めなければならない。

商法は引当金の貸借対照表能力を一方債務の完全表示の観点から規定しようとするとともに、他方期間損益計算の精緻化を志向する会計実践

の現実を尊重し、この立場に基づいて引当経理を導入することになったと考えられる。そしてとくに注目すべきは、債務性のない引当金の負債の部への計上を認めたことが、債務性の有無をこえて引当経理そのものを商法が認めたことを含意している。商法会計は本来財産法的思考に貫かれている。引当経理は損益計算的思考に固有のものであって、財産法的考え方には引当経理は存在しない。かくて商法は財産法的思考を基礎としながら、第 287 条の 2 の規定を設定することにより、部分的に損益法を取入れたと解するのが妥当であろう。

ところで第 287 条の 2 の規定の中の次の文言について検討をくわえることにしよう。この規定においては、「引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り」負債の部に計上することができるとなっている。ここにその営業年度の費用または損失となすことを相当とする額とは、何を意味するのであろうか。この文言は費用や損失について引当計上しうる金額の限度を示していると解される。すなわち各事業年度において引当金を計上することのできる金額は、各期において費用または損失とするのが妥当な額を限度とするというのである。相当とするというのは、費用または損失として計上するに当たって、多すぎることも少なすぎることもないという意味に解される。

相当とする額をこえて引当計上をおこなうならば、費用や損失の過大計上となって、利益を過小表示することになるであろうし、逆に相当とする額を下まわるばあいには、費用または損失が過小に計上されることになって、当期利益が過大に示される。それゆえに期間損益計算を正確におこなうためには、費用または損失額をできる限り過不足なく計上しなければならない。

引当経理は将来においてはじめて実際に具体化する事象に対するものであるから、引当計上

額が将来において実現する費用や損失額に完全に一致することは期待できない。このようにして相当とする額とは、将来における費用や損失の実現額に近似する金額を意味するものと解されよう。したがって上の文言は、企業会計原則注解・注 18 における、引当金たる要件の一つである「合理的に見積もることができる」に対応するものと考えられる。

2003 年の商法改正にあたり、引当金に関する第 287 条の 2 の規定は削除され、これに代わるものとして商法施行規則第 43 条に次の規定が設けられた。「特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その営業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。」この規定は、改正前の第 287 条の 2 の規定よりも簡略化されているが、債務性のない引当金の計上を認めたものであり、その趣旨は両者まったく同じと考えてよい。

2006 年には、商法はほとんど全面的に改正され、名称も会社法となった。会社法では、旧商法施行規則第 43 条の規定も削除され、会社計算規則の第 75 条や 77 条に、工事損失引当金などの貸借対照表への記載方式が断片的に規定されているにとどまっている。この間の事情は次の座談会記録に明らかにされている。すなわち「会社法と会社計算規則を作る際の基本的なスタンスは、会計処理に踏み込む規定を設けざるをえないときでも、特に会社法でその規定を設けなければならない必然性がない限り、公正なる会計慣行に委ねるということです。ですから、非債務性の引当金についても、従来、一定の基準で引当計上するということが行われていたわけですが、その方法が旧商法施行規則でどこまで読みとれたかといいますと、そうゆうのがありますよという程度だったと思います。結局どのような引当金が非債務性の引当金なのか、また、

どのような基準で引当計上すればよいのかは、会計基準によることになります。そうであれば、会社計算規則に無理して規定を置かなくてもいいのではないかと、無理に法律で規定を置くことにより、そこに使われた用語や規定ぶりが引当金計上の会計処理を考えるとときの制約になるのも適当でないと考えました。その結果、会社計算規則では非債務性の引当金についての規定を設けておりません。⁽⁹⁾」

引用が長くなったが、会社法および会社計算規則において、引当金に関する規定がほとんど見られなくなった事情がきわめて明快に述べられている。要するに、なまじ本法や規則に詳しい規定を設けたところで、それはかえって会計処理上の制約になって適当ではないので、会社法第431条および会社計算規則第3条の会計基準への委任規定を通じて、会計基準に任せようというのである。

4 資産負債法対収益費用法と引当経理

会計基準は企業の会計実践を指導する規範として機能するが、たんなる会計実務集ではなく、一定の会計原理によって基礎づけられている。その会計原理は国際的会計基準においても、概念フレームワークとして取りまとめられている。その中で会計基準の基礎原理として、いかなる利益観に立脚しているかが重要な意味をもっている⁽¹⁰⁾。現在、国際的な会計基準において問題とされているものに、資産負債法(asset and liability view)と収益費用法(revenue and expense view)とがある。この2つの考え方は、最近になって考え出されたものではなく、長い伝統に裏付けられたものである。引当経理に関しても、これら2つの考え方は決定的な意味を

もっている。そこでまずこの2つの方法の特質について述べ、さらに引当経理のあり方が2つの方法によってどのように左右されるかについて検討を加えることにしよう。

資産負債法によれば、利益は一会計期間における企業の純財産の増減額として把握される。収益費用法によれば、期間純利益は当期の総収益と総費用との差額概念として定義される。これら2つの方法はそれぞれ古い歴史をもっているため、歴史的考察を交えて検討することにしよう。

資産負債法における利益計算法は純資産増加法とよばれる。この方法によれば、期間純利益は期首および期末における純資産額の比較の結果、後者の前者をこえる分として把握される。純資産は資産と負債の差額であるから、期間純利益は、次の式をもって表すことができる。すなわち

$$\begin{aligned} \text{期間純利益} &= \text{期末純資産額} - \text{期首純資産額} \\ &= (\text{期末資産在高} - \text{期末負債在高}) - (\text{期首} \\ &\quad \text{資産在高} - \text{期首負債在高}) \end{aligned}$$

上の計算式によれば、純資産額は資産と負債の評価によって左右され、したがって期間純利益額は資産および負債の評価によって決定されることになる。評価は取得原価、再取得原価、売却時価、割引現在価値等を必要に応じて、選択適用することにより実施される。

収益費用法によると、期間純利益は企業を貫流する収益の流れと、これと方向の反対な費用の流れとを一定の期間に配分し、両者を対応させることにより、その差額として算定される。すなわち当期に配分された収益とこれに対応する費用の期間配分額との比較により、期間純利益が求められるのである。収益および費用は複式簿記法用い、帳簿記録に基づいて把握される。この関係を算式をもって表すならば、次のとおりである。

期間純利益＝期間収益－期間費用

この利益算定方式に関連して、収益費用法は本来時価評価による未実現利益の計上を排除する目的をもっているため、取得原価基準と実現主義を中心として、費用および収益の認識の原則、費用および収益の期間配分の原則、費用および収益の対応の原則などが重要な役割を果たしている。

資産、負債および両者の差額である資本（純資産）に属する諸勘定は勘定分類上、実体勘定（real account）と名づけられる。資産は現金預金、営業上の債権、有価証券、棚卸資産、機械設備、土地建物等実態もった具体的なプラスの財産である。負債は流動・固定を問わず、営業上の債務、借入金、引当金（一部を除く）、社債などいわゆる法律上の保証を裏づけとする債務を構成要素とするマイナスの財産である。資本も資本金、剰余金、準備金等の株主持分を内容とし、実体勘定である資産と負債との差額であるから、これも実体勘定の性格をもつ。負債および資本は企業における資金の流入源泉を表し、資金の具体的運用形態である資産を裏づけとしている。

これに対して収益、費用および利益に属する諸勘定は名目勘定（nominal account）とよばれ、資産や負債という実態をもった財産の増減変動によって描き出された映像ないし写像にすぎない。収益も費用もそれ自体は具体性をもった財産でもなければ、法律による保護の対象ともなっていない。収益が獲得されたといっても、その実態は資産の増加であり、費用が実現したときには、資産の減少をとまっている。当期の営業活動により利益がえられたといっても、利益という実態があるわけではなく、そこに存在するのは貨幣性資産である。

純資産増加法は、本来単式簿記における利益計算法として用いられた。単式簿記においては、

年次決算にあたり、貸借対照表はすべての資産の棚卸を行い、すべての負債のリストを作り、適正な評価額を付することによって財産目録を作成し、これに純資産である資本を加えて作成される。この方式が財産目録法または棚卸法とよばれている。このようにして貸借対照表を作成する場合、貸借対照表能力を認められたすべての資産および負債が貸借対照表にもれなく記載されているかどうか、またこれに付された評価額が適正であるかどうかについて、不確実性がともなうきらいがある。

純財産増加法においては、期間純利益は期首および期末の貸借対照表における純資産の比較によって算定される。このようにして算定された期間純利益は単一の数値であって、期間純利益がどのような経済活動の結果としてもたらされたかの詳細は明らかにされない。そこで期中の経営活動によって利益が生み出される状況を示すための財務表が必要とされる。すなわち期間純利益を生み出す源泉としてどれだけの売上高がえられたか、またそれを獲得するためにどれだけの費用や損失が費やされたかを明らかにするために、損益計算書の作成が求められる。収益や費用等の額は現金収支記録、得意先や仕入先に関する記録をたどって把握され、総収益額から総費用額を差引いた値が貸借対照表によって算定された期間純利益に一致するようになりまとめられて損益計算書が作成される。このようにして損益計算書は期間純利益とそれによってきたる背景を示す明細表の性格をもっている。

資産負債法はこのような経緯をたどって、今日国際会計基準における基礎概念の一つとなっている。今日国際的会計基準においては、資産負債法は単式簿記ではなく、複式簿記法を採用している大企業の計算原理となっているのであるが、歴史的な純資産増加法のもつ諸特性は受け継がれているのである。

収益費用法においては、期間純利益は、複式簿記法に基づいて期中の帳簿記録から誘導された収益および費用によって算定される。すなわちすべての費用および収益は、その取引にともなう収入および支出に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理される。ただし未実現利益は原則として当期の損益計算に計上してはならないことになっている。期中の取引にともなう収入および支出のうち、当期の収益や費用にならなかったものは、貸借対照表に計上されて次期以降の期に繰越される。理論的には、収益費用法にあつては、期間利益の計算が重要視され、貸借対照表に記載される資産および負債は次期の損益計算のために繰越される経過項目ととらえられている。

引当経理に関する認識は、資産負債法と収益費用法とで相違している。企業会計原則は収益費用法に立脚しているため、引当経理についての認識もこの方法に基づいている。つまりこの立場からすれば、引当経理は適正な期間純利益の算定を意図した会計手続きにほかならない。引当金の会計処理にあたって、借方に引当対象に係わる費用(または収益からの控除)項目が、貸方にはこれに対する負債項目が計上される。収益費用法に立つ企業会計原則においては、借方の費用や損失項目に重点が置かれているので、貸方項目には債務性のある引当金だけでなく、債務性のないものについても計上が要求される。期間純利益計算を適正におこなうことが至上命令であるから、費用性のある項目の計上はもれなく行わなければならない。また貸方の引当金項目については債務性の有無に係わりなく計上が行われる。貸方項目の引当金は、将来一定の事象が生じたときに実現する費用や損失などの支出にあてる資金の留保項目としての性格が重視され、債務性はとりだてて問題にされないのである。

商法会計は元来法律的に債権や債務の完全表示を重視し、資産負債法に則して財産計算重視の立場に立っていたため、とくに引当経理を意識することなく、債務性をもった項目の計上を強制してきた。その後企業会計原則との経理の一元化の要請に応じて債務性のない引当金の計上を受け入れるようになった。すなわちそれまでの資産負債法的な視点に加えて収益費用法的要素をも取入れるにいたつたのである。これはすなわち商法がはじめて引当経理を受入れたことを意味している。

国際会計基準はIAS37号「引当金、偶発債務および偶発資産」において、引当金に関する規定を設けている。そこでは引当金を「時期または金額が不確定な債務」と定義し、さらに引当金としての要件を次のように規定している。すなわち

- (1) 企業が過去の原因となる事実の結果として
- (2) 現在、法的または推定的を問わず、債務を有しており、
- (3) 当該債務の決済のために、経済的便益を有する資源の流出を必要とする可能性が高く、
- (4) 債務の金額について信頼できる見積もりができること。

このようにIAS第37号では引当金としての認識がまず問題とされ、さらに測定の妥当性が問われている。IAS37号は国際会計基準の一つとして、資産負債法を基礎としていることはいまでもない。それは上の引当金の定義にはっきりと現われている。時期または金額が不確定な負債というのは、すでに述べたところから明らかのように、条件付債務に相当するものと考えられる。4つの要件は引当金の概念を明確にする上で、必要不可欠である。この要件の中にも、(2)、(3)および(4)に債務という語が用いられて

いるが、これも当然の用語法といえよう。

2005年には、IASBは「公開草案 IAS37号修正案」を公表した。ここでは引当金の語に代えて、非金融負債という語を使用している。非金融負債というのは、IAS32号「金融商品：開示および表示」において使われている金融負債以外の負債をさし、これをIAS37号の対象としようとする。引当経理はすでに考察したように、将来一定の事象が生じたときに実現するであろう費用や損失を、それ以前の原因となる事実が生じた期に見越計上し、企業内に留保した資金を表わすものであり、したがって引当金という語は収益費用法に固有のものである。引当金を非金融負債という語に代えることにより、IAS37号が資産負債法に立脚するものであることが一段と鮮明になるであろう。

IASBは2010年1月に公開草案「国際会計基準37号における負債の測定（国際会計基準37号の限定的再修正提案）」を公表した。ここでは概念的な点については2005年の案をそのまま引き継ぎ、もっぱら債務の履行に必要な資源の現在の価値の測定手続きについて詳細かつ具体的な提案をおこなっており、いわば測定手続きの実務指針化にその特徴を見出すことができる⁽¹¹⁾。

5 おわりに

以上本稿では、わが国の戦後66年間における企業会計原則および商法・会社法における引当金会計の推移を概観し、さらに企業の期間利益計算法である資産負債法および収益費用法について述べ、これとの関連で企業会計原則および国際会計基準における引当金会計の特色を明らかにした。企業会計原則における引当経理に関する規定は、1949年の同原則の設定以来、数回の改訂をへて徐々に改善され、1982年の改訂にさ

いして、より整備されたものに発展した。その規定は注解・注18に具体化されている。

この考え方の基礎にあるものは収益費用法、すなわち期間損益計算を志向するアプローチである。引当経理はまさに収益費用法のもとに生じ、そこにおいて存在意義をもっている。商法は当初、資産負債法によって債務性の引当金に相当するものを債務であるがゆえに計上を強制していた。そこには引当経理の概念は存在しない。だが商法会計と証券取引法会計との一元化の要請とこれに基づく企業会計原則からの働きかけに応じ、何度かの改正をへて、債務性のない引当項目の計上を認めることとなった。これは商法に引当経理が導入されたことを意味している。

商法が会社法に代わった段階で、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行の準拠ないし斟酌規定を通じて、引当経理は企業会計原則と同じレベルで認められることとなった。これは会社法が引当金会計について、収益費用法を取入れたことを意味している。このようにしてわが国の制度会計は収益費用法に立って、引当金会計を完成させたとみることができる。

これに対して国際会計基準はIAS37号において、資産負債法に基礎をおきながらも、引当金の概念を取入れていることは、わが国の商法の初期の段階と軌を一にするものといえよう。しかしながらIAS・2005年および2010年の改定案では、引当金の概念を放棄し、これを債務の問題として取扱い、その測定に重点を移す傾向を示している。これはまさにわが国の制度会計における引当金会計の発展と逆の方向に向かおうとしているものと理解される。

収益費用法による引当経理と資産負債法による引当項目の認識とは次の点において相違が認められる。収益費用法にあっては、将来におい

て一定の事象の生起にともなって、費用又は損失が実現すると予想されるときに、それ以前の原因となる事実が生じた期に費用や損失を見越し計上する。そこでの中心となる着眼点は、将来において事象が確実に生ずるという予測である。これを前提に、その事象の生ずる原因となる事実の生起した期に、将来実現するであろう費用や損失を見越し計上するのである。この事象の生起の予測こそ引当経理の原点である。

たとえば返品調整引当金を例にとると、販売がおこなわれ、販売した商品の中に不良品などが混じていたときには、購入者は返品することができるとする契約条項があるとする。その場合、商品の販売につき一定の率で返品があるという経験則にしたがって、売上のあった期に返品に係わる売上収益からの控除をおこなう。この場合、返品という事象が生じたときに、収益の控除が実現する。これを予測して、返品の原因となる販売という事実が生起したときに、売上収益を減少させる。売上収益の減少は発生段階での会計処理である。この例において、たとえ売上があっても、これまでに返品が生じた経験がなければ、返品という事象を予測する必要がないため、引当経理はおこなわれない。つまり引当経理は将来事象の生起の可能性なくしては成立しない。収益費用法による引当経理の本質はまさにその点にあるといわなければならない。

資産負債法における引当経理にあつては、原因となる事実によって生じた債務の認識を出発点とする。その債務は、決済にあたり経済的資

源の流出が予想されるがその時期または金額が確定していないもの、すなわち条件付債務である。このように資産負債法においては、IAS37号の引当処理の要件の第1に「過去の原因となる事実の結果として」とあるように、原因となる事実にともなって生じた条件付債務の認識が引当処理の出発点となる。前述の収益費用法との根本的相違はそこに見出される。前掲の返品調整引当金の例にあてはめるならば、商品の販売という原因となる事実があり、それについて経験的に一定の割合で不良品が生ずるため、将来返品を受けて売上の減少の生ずるおそれがあるが、現在のところはそれに係わる金額も時期も確定していない債務の生じたことが、引当処理の基本的な要点となっているのである。

ところで国際会計基準は、貸借対照表という長い歴史と伝統をもった企業会計のシンボルともいうべき概念を放棄し、今また発生主義会計を代表する引当金をほうむりさろうとしている。国際会計基準のあり方と行く末を動かし、決定しようとしているものはなんなのであろうか。このような動向に対しては一抹の不安を禁じえない。

以上、収益費用法と資産負債法における引当経理の特質とその本質的相違を明らかにした。わが国の企業会計が将来国際会計基準を全面的に適用する意思決定をおこなったときに備えて、引当金会計についての論点整理がすすめられている現在、この問題についての関心がいっそう高まることが望まれる。

< 注 >

- (1) この間の事情については、次の著作を参照されたい。
平井克彦『引当金会計論』1991年、白桃

書房。

- (2) 本稿では、制度会計の一環である法人税法における引当金に関する規定については、考察の対象としていない。同法では、現在、

貸倒引当金（52条）と返品調整引当金（53条）の計上だけが認められているだけで、とくに引当経理についての理論的取扱いはなされていないからである。

（3）この点の詳細については、拙著『企業会計原則と財務諸表』1970年、財経詳報社、102～111ページを参照されたい。

（4）1982年の改訂企業会計原則における注解・注18の引当経理に関する表現は非論理的で不明瞭である。これに対して、1974年改訂原則における注解・注18の引当金についての規定はきわめて論理的で理解しやすい。

（5）この点の詳細については、次の拙著を参照されたい。
拙著『現代制度会計論』1984年、税務経理協会、123ページ以下。

（6）減価償却に係わる内部資金の蓄積については、次の拙著に詳しく述べられている。
拙著『最新財務諸表論』2004年、ビジネス

教育出版社、194ページ以下。

（7）拙著『精説財務諸表論』第四版 中央経済社、1996年、178ページ以下を参照されたい。

（8）田中誠二、吉永栄助、山村忠平『コメンタール会社法』1963年、962ページ。

（9）座談会『会社法の計算実務はこうなる』『企業会計』、2006年10月号、38/10、70—71ページ。

（10）特集「IFRS 概念フレームワークとはなにか」、執筆者不明「概念フレームワークとはなにか」『企業会計』、2010年8月号、62/8、18ページ以下を参照されたい。

（11）松本敏史「IAS 37号を巡る動きと計算構造の変化」『企業会計』、2010年9月号、25ページ以下を参照されたい。